

高知市指定管理者審査委員会における審査結果について

1 対象施設等

名 称 高知市総合運動場，高知市東部総合運動場，高知市城ノ平運動公園
高知市土佐山運動広場，高知市針木運動公園

指定予定期間 平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで（3 年間）

2 指定管理者の候補者に選定した団体

財団法人 高知市スポーツ振興事業団

3 選定の過程

(1) 選定方法

指名による選定

(2) 指名理由

（財）高知市スポーツ振興事業団は，市民の生涯スポーツの普及と振興を図るため，スポーツ振興のための事業や活動を実施するために設立された公益法人であり，平成 18 年度からは，当該 5 施設の指定管理者として，その管理運営業務を円滑に行っている。

施設の設置目的に則し，市民スポーツの振興を図るには，スポーツ振興のための事業を展開する同事業団が，そのための施設を一体的に管理運営することが望ましい。

また本市ではプロスポーツのキャンプ誘致等による観光振興や，競輪事業の実施に伴う施設利用の調整等，施設運営上，市の関係部局との連絡調整が必須であり，円滑な業務の遂行を図る上では，市の外郭団体である同事業団を指定管理者とすることが最も適当であると判断するものである。

(3) 審査委員会による審査結果

① 審査委員会開催日

平成 21 年 2 月 10 日（火）

② 審査方法

高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に係る条例（平成 17 年条例第 69 号）第 4 条の規定による選定基準の規定に基づき，書類審査を行った。

③ 審査結果

高知市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条の規定に定める基準に基づき審査を行った結果，申請団体を対象施設の指定管理者として選定することは適当であると判断する。

○審査結果に添えて報告する意見

申請団体は，高知市の体育施設の一元的な管理運営を行うことを目的に設置され，これまでの管理運営を通じてスポーツの普及振興に関し専門的な知識も蓄積している団体である。また，総合運動場の管理運営においては競輪事業との調整も必要であり，運営を円滑に行うためには公益性が担保される申請団体を指定管理者として引き続き指名することが適当であると判断する。

4 審査委員会委員

（敬称省略）

	役 職 名	氏 名
委 員 長	高知市企画財政部行政改革担当参事	中澤 慎二
副委員長	高知市総務部副部長	山下 富男
委 員	高知市企画財政部副部長	周藤 健史